

第1章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

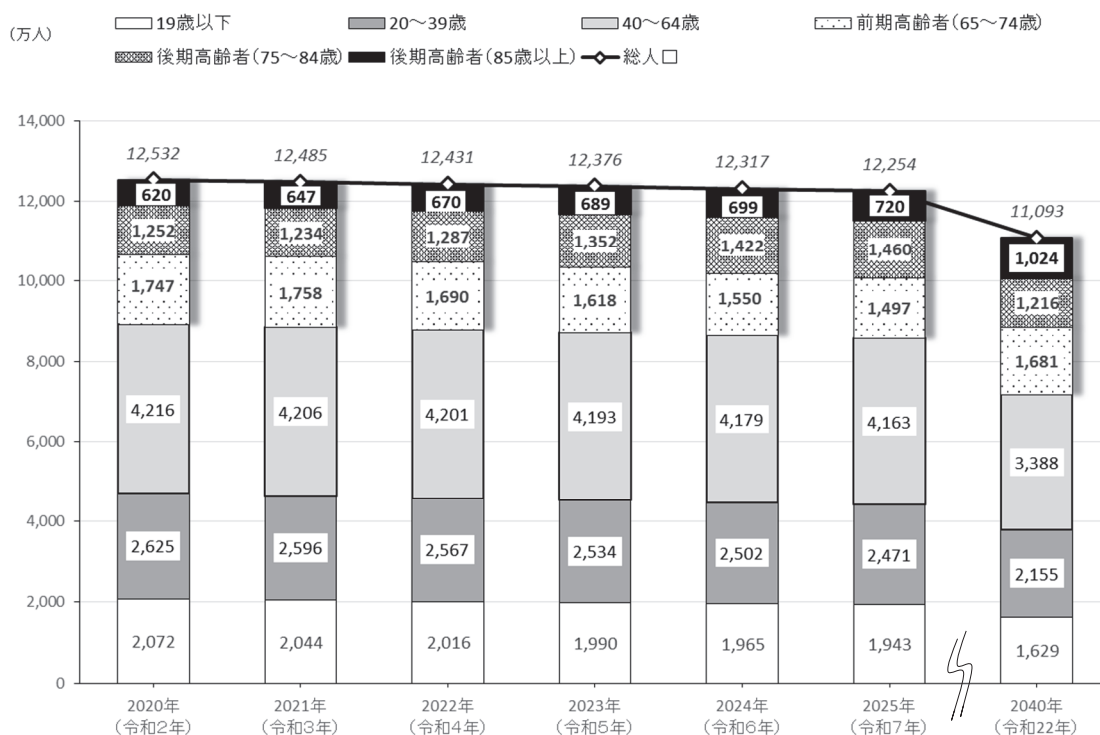
(1) 2025年、2040年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年推計。出生中位（死亡中位）推計）によれば、2025年（令和7年）には、前期高齢者が1,497万人（総人口比12.2%）、後期高齢者が2,180万人（総人口比17.8%）となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、さらに後期高齢者が増加し、2,240万人（総人口比20.2%）となる見込みです。また、介護サービスニーズの高い85歳以上人口の急速な増加も見込まれています。さらに、19歳以下の将来推計人口は、2025年（令和7年）には、1,943万人（総人口比15.9%）となり、2040年（令和22年）には、1,629万人（総人口比14.7%）と著しく減少していくことが見込まれています〔図表1-1〕。

そのような人口構造の変化が予測されるなか、国や県では、2025年（令和7年）を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれるなか、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係から、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

図表 1-1 日本の将来推計人口

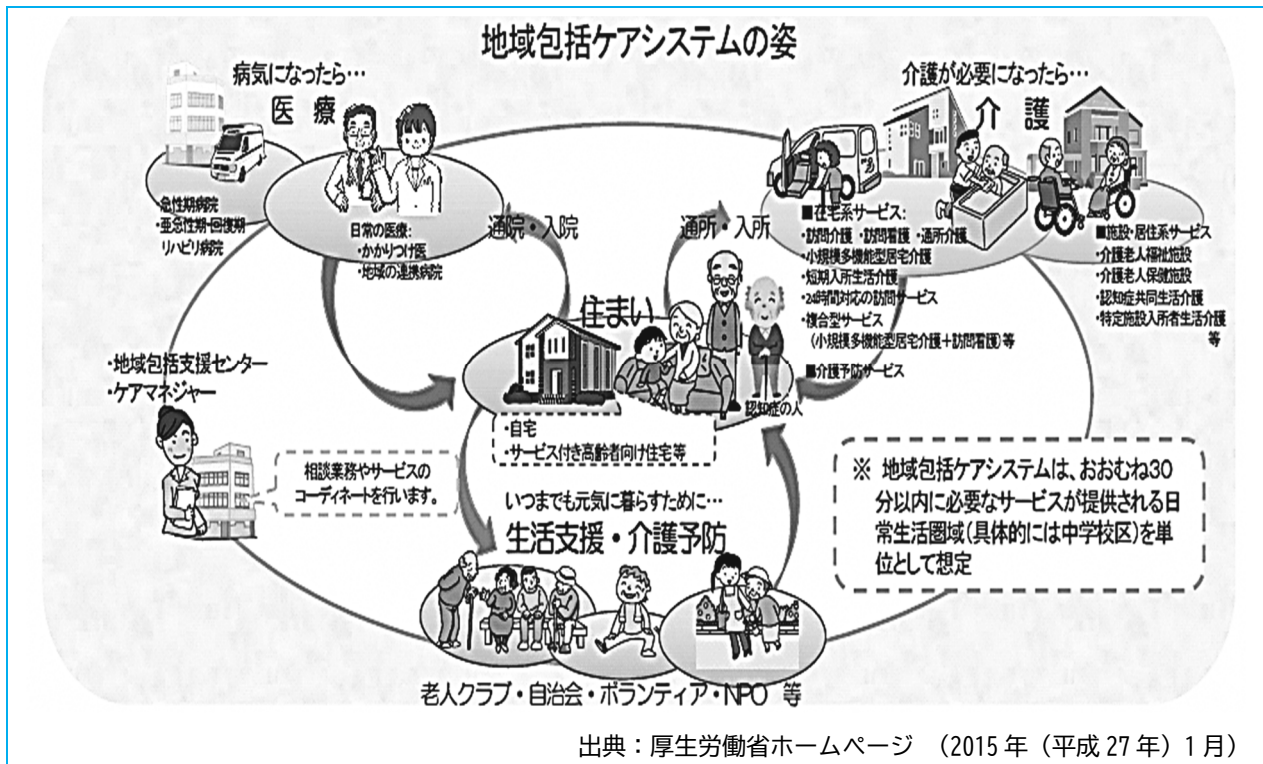


※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位（死亡中位）推計値。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

○ 地域包括ケアシステム～高齢者の暮らしを支えるネットワーク～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供できる仕組みです。



地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。



(厚生労働省資料)

○ 藤沢市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

本市においては、今後の高齢者人口の急速な進展により、ますます複雑化・複合化が予想される高齢者が抱える生活課題に対応し、住み慣れた地域で暮らし続けるための必要なサービスや居場所等の充実を目的に、これまでに進めてきた全世代を対象とした取組と同様に高齢者に関わる地域包括ケアシステムについても強化を図ります。

○ 地域共生社会の実現に向けて～地域包括ケアシステムの推進～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に作っていく社会のことです。

これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、子ども等の対象ごとに整備・充実が図られてきましたが、一方で、少子高齢化や地域のつながりの弱まりから、複数の課題が重なり合う世帯への支援など、これまでの制度では解決が困難な課題に対応する必要性が見えてきました。

地域生活課題を抱える世帯に対し、様々な支援機関が重なり合い、そして一体的に支援にあたる体制を整備していくことを基盤とした、地域共生社会の実現に向けた取組の中では、高齢者を取り巻く環境や生活課題の変化に対しても、包括的に対応していくことが求められます。

そのため、地域包括ケアシステムの推進においては高齢者に限定せず、世代・分野を超えすべての住民を対象に、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域づくりに向けて、様々な取組を進めてきました。

今後とも、2020年（令和2年）6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により創設された「重層的支援体制整備事業」の活用と、体制整備の視点に立ち、包括的な相談支援体制の構築に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、共に活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の取組

2018年（平成30年）4月に、自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化することを目的に「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」が創設されました。

これは、国が設定する重度化防止等の指標に対して、市町村がその取組を行っている場合に点数が付与される仕組みであり、その得点などに応じて国から市町村へ交付金が支給されるものです。

さらに、令和2年度からは、予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が新たに創設され、保険者として機能強化を図るうえでも、積極的に点数の獲得に向けた取組を実施していきます〔図表1-2〕。

図表1-2 保険者機能強化推進交付金等の構成

令和2年度 評価実績	項目数	配点	藤沢市 得点	県平均点数
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	125	128.18
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	616	661.03
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	61	
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	85	
(3) 在宅医療・介護連携	6	90	45	
(4) 認知症総合支援	6	175	130	
(5) 介護予防／日常生活支援	17	450	158	
(6) 生活支援体制の整備	4	85	67	
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	70	
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	130	118.88
(1) 介護給付の適正化等	9	120	60	
(2) 介護人材の確保	9	120	70	
総計	76	1,575	871	908

(4) 介護保険制度の改正経過

介護を家族（家庭）だけではなく、社会全体で支える仕組みとして、2000年（平成12年）に介護保険制度が創設され、2012年（平成24年）には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始されました。

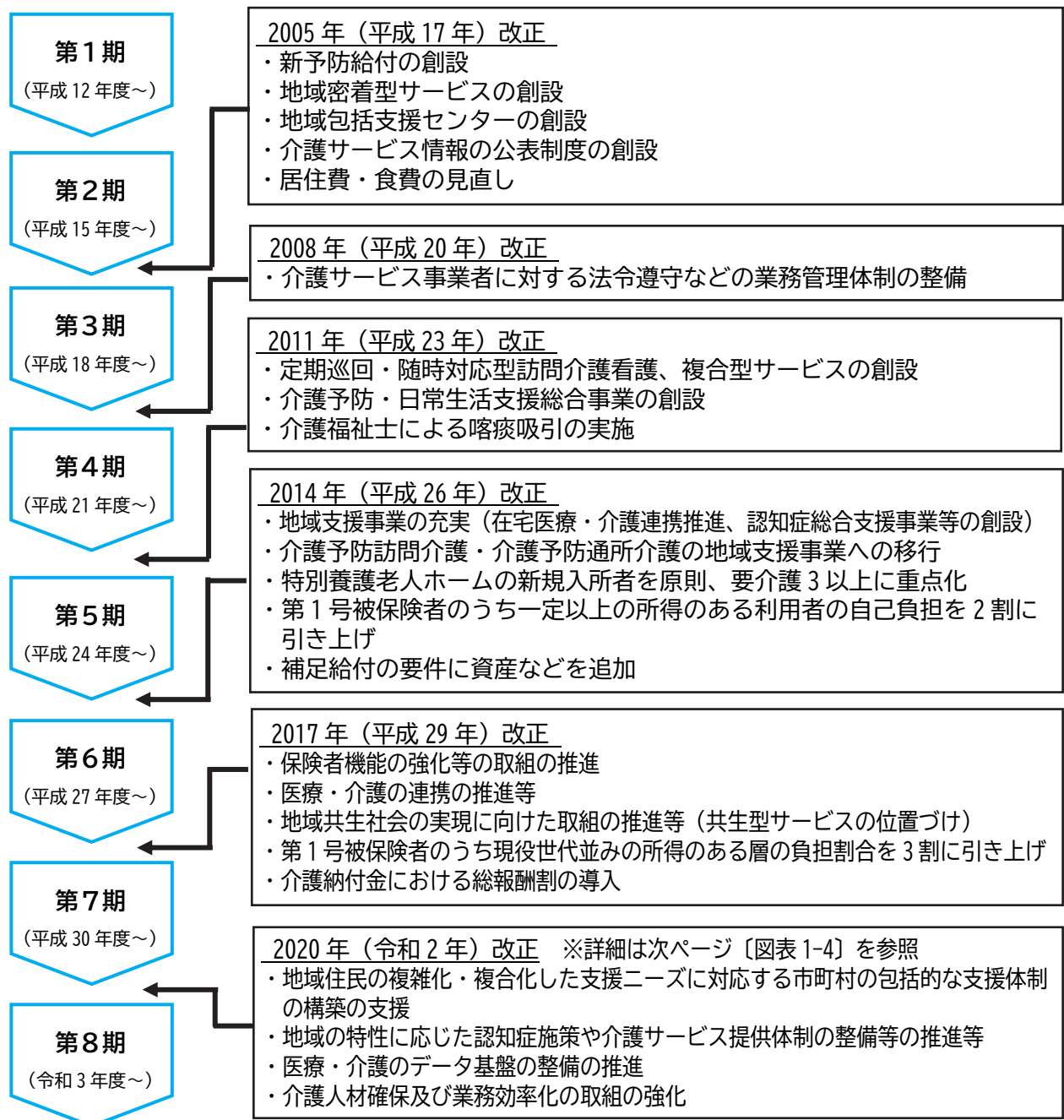
2015年（平成27年）には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、費用負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある人は支払い能力に応じて自己負担が引き上げられました。

また、介護予防給付の一部が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、特別養護老人ホームの中重度者への重点化が図られました。

そして、2018年（平成30年）4月には、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進や、現役世代並みの所得者の自己負担の見直しが図られました。

2021年（令和3年）4月に施行される介護保険法等の改正は、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進などが主な内容となっています〔図表1-3〕。

図表1-3 介護保険法の主な改正経過



図表 1-4 2020年(令和2年)の介護保険法等の改正ポイント

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（社会福祉法、介護保険法）

- ・ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等（介護保険法、老人福祉法）

- ・ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ・ 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ・ 介護保険事業計画の作成にあたり、市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

- ・ 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報について安全性を担保しつつ提供することができることとする。

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律）

- ・ 介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ・ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ・ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

2. 計画の性格

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

(2) 計画期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）と高齢者人口のピークとされる2040年（令和22年）の双方を念頭に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者に対する各種事業を実施していきます。

計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた取組

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをめざし、17のゴールと169のターゲットを設定しています。

日本においても、SDGsの実施のため、2016年（平成28年）12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が打ち出され、2019年（令和元年）12月に実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

「SDGsアクションプラン2020」では、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取組が盛り込まれています。市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 関連計画との調和

ア 国においては、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な指針（総合確保方針）」により、平成30年度以降、都道府県医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の計画作成・見直しのサイクルが一致することにより、医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、これらの計画を一体的に作成し、整合性を確保することが求められています。

具体的には、従来、療養病床などへの入院により、介護保険サービスを利用していなかった人が、病床の機能分化・連携に伴い、在宅医療などに移行することが見込まれ、この「療養病床などから在宅医療などに移行する人」は、新たに介護保険サービスの利用も見込まれることから、必要な介護保険サービス量を適切に見込む必要があります。

このことから、医療及び介護の連携を推進するためには、本計画の介護の整備目標と神奈川県保健医療計画の在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要があります。

イ 複合化した問題を抱える個人や世帯への対応、「制度の狭間」にあって支援等が行き届かないことへの課題など、既存の制度では課題解決に結びつかなかった人への対応ができるよう、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正されました（2018年（平成30年）4月1日施行）。

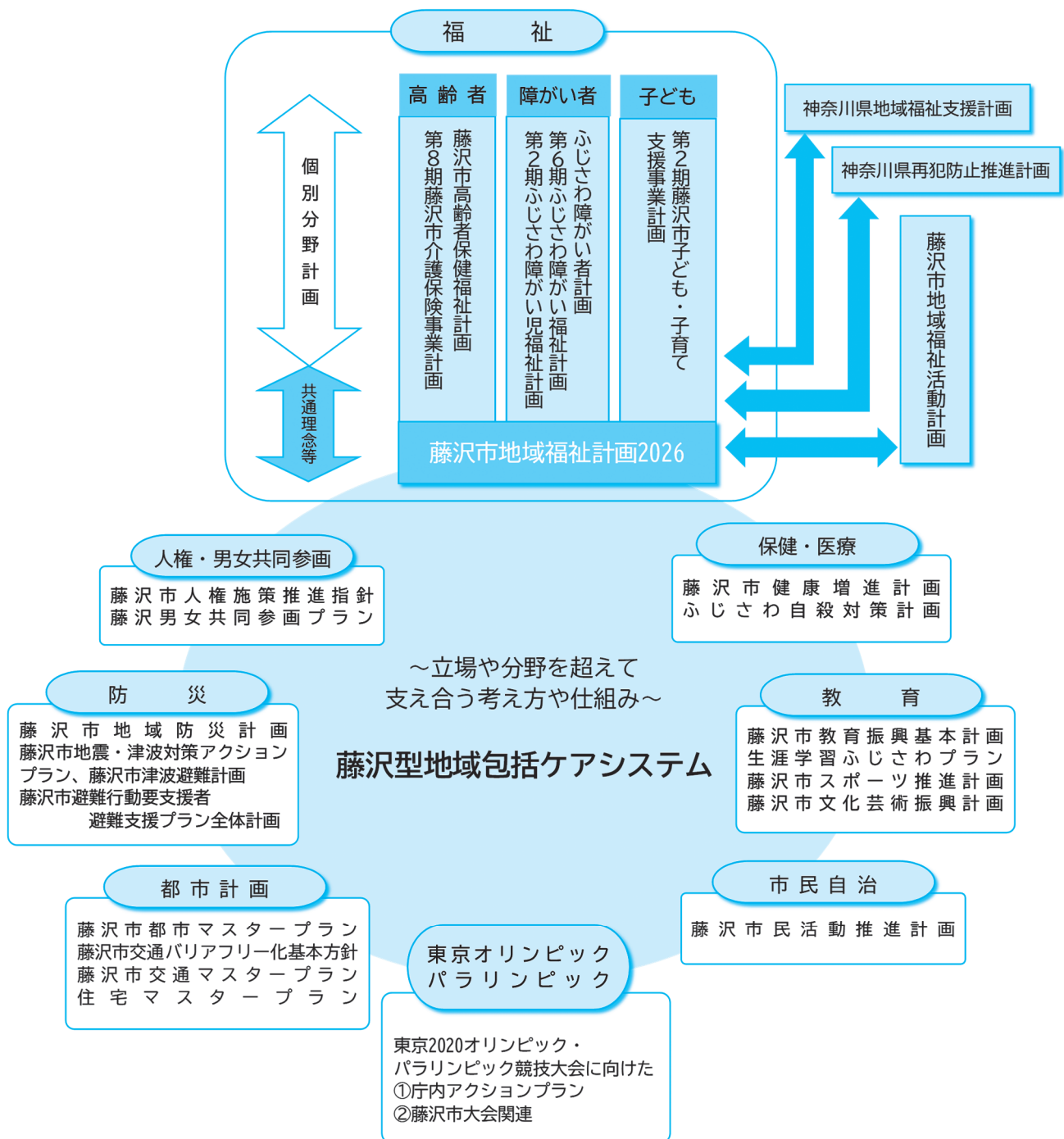
この社会福祉法の改正では、地域福祉計画が福祉の各分野における共通基盤として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることになりました。

ウ 「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が2019年（令和元年）6月に公布されました。この改正に合わせて「高齢者保健事業と介護予防の一体的な取組の実施にかかる指針」が全面的に改正され、被保険者が国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された場合も、各種の保健予防事業等の継続が求められたことから、個々の診断による医療・介護制度が継続して受けられることや、保健指導と介護予防の一体的実施による効果的なフレイル予防が実施できるよう進めていきます。

エ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020年（令和2年）6月5日成立、同月12日に公布されました。施行期日は、一部を除き2021年（令和3年）4月1日です。改正の趣旨としましては、地域共生社会の実現を図るため、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設に対し、所要の措置を講じるものとされています。

以上を踏まえ、本計画の改定にあたっては関係法令等の改正や、本市が分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域福祉計画との整合を図りつつ、関連計画との調和も図っていきます〔図表1-5〕。

図表1-5 関連計画図



3. 計画の期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です〔図表1-6〕。

また、本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年（令和22年）の双方を念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

図表1-6 主な福祉関係計画の計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
藤沢市市政運営の 総合指針 2020 (平成 29 年度～令和 2 年度)			藤沢市市政運営の 総合指針 2024 (令和3年度～令和6年度)						
いいき長寿プラン ふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画)			【本計画】 いいき長寿プラン ふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画		藤沢市高齢者保健福祉 計画・第10 期藤沢市介 護保険事業 計画	
藤沢市地域福祉計画 2020 (平成 27 年度～令和 2 年度)			藤沢市地域福祉計画 2026 (令和 3 年度～令和 8 年度)						
ふじさわ障がい者プラン 2020 「きらり ふじさわ」 ふじさわ障がい者計画 (平成 27 年度～令和 2 年度)			ふじさわ障がい者プラン 2026 ふじさわ障がい者計画 (令和 3 年度～令和 8 年度)						
第5期ふじさわ障がい福祉計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第6期ふじさわ障がい福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)						
第1期ふじさわ障がい児福祉 計画 (平成 30 年度～令和 2 年度)			第2期ふじさわ障がい児福祉 計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)						
藤沢市子ども・子育て 支援事業計画 (平成 27 年度～令和元年度)		第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)							
元気ふじさわ健康プラン <藤沢市健康増進計画 (第2次) > (平成27年度～令和6年度)									
第2期藤沢市国民健康保険データヘルス計画 (平成 30 年度～令和 5 年度)									
第7次神奈川県保健医療計画 (平成 30 年度～令和 5 年度)						第8次神奈川県保健医療計画 (令和 6 年度～令和 11 年度)			
神奈川県高 齢者居住安 定確保計画 (平成 27 年度～ 平成 30 年度)		神奈川県高齢者居住安定確保計画 (令和元年度～令和10年度)							

4. 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

計画の見直しに向け、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人、及び要介護・要支援の認定を受けている人の現状や意識・意向、ニーズを把握するために、2種類の調査を実施しました。

また併せて、介護離職を防ぐためのサービスの在り方を検討する調査や、介護保険サービスを提供している事業者に対しても、現在のサービスの実績や実態などに関する調査を実施しました。

○ 藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査

調査目的	「いきいき長寿プランふじさわ2020～藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画～」の見直しに向け、施策や事業の主な対象となる高齢者の意識・意向やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	65歳以上で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人
対象者数	4,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2019年（令和元年）11月20日～12月13日
回収結果	有効回収数2,844（回収率71.1%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答者の属性 ○ 住まいの状況について ○ 健康状態について ○ 外出の状況について ○ 買い物の状況について ○ 同居の家族以外のお付き合いの状況について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 就労の状況について ○ 地域で参加している活動について ○ 普段の生活の中での不安や心配ごとについて ○ 相談先について ○ 認知症について ○ 人生最期の時（終活）について ○ 権利擁護について ○ 65歳からの健康づくり事業（介護予防事業）等について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討について ○ 高齢者いきいき交流助成券について ○ 高齢者に対する施策について ○ 介護保険制度について ○ 災害時の避難支援について

○ 藤沢市介護保険サービス利用状況調査

調査目的	第8期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、サービスを受ける利用者と主な介護者の生活状況やニーズなどを把握するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	介護保険施設入所者を除く、要介護・要支援認定者
対象者数	3,000人（13生活圏域ごとに無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2020年（令和2年）1月17日～2月5日
回収結果	有効回収数1,763（回収率58.8%）
主な調査項目	○ 利用者の現在抱えている傷病 ○ 利用者の歯の本数、入れ歯の使用状況 ○ 今後利用したいサービス 等

○ 藤沢市在宅介護実態調査

調査目的	介護離職をなくしていくことを視点に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための調査を実施した。
調査対象	主に在宅で生活をしている要介護（支援）認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請による認定調査を受ける人とその家族
対象者数	1,000人
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	2019年（令和元年）5月15日～2020年（令和2年）3月12日
回収結果	有効回答数617人（回答率61.7%）
主な調査項目	○ 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人 ○ 主な介護者が不安に感じる介護 等

○ 藤沢市介護保険サービス事業者調査

① 在宅生活改善調査

調査目的	自宅や有料老人ホーム等にお住まいで生活の維持が困難となっているサービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	居宅介護支援、（看護）小規模多機能型居宅介護
対象者数	136事業者
調査方法	郵送配布（HP公開）・メール等回収
調査期間	2020年（令和2年）2月28日～5月22日
回収結果	有効回収数100事業者（回収率73.5%）
主な調査項目	○ 自宅等から居場所を変更した利用者 ○ 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由 等

② 居所変更実態調査

調査目的	過去1年間の施設・居住系サービス等の入居又は退去の流れ、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	(地域密着型) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型) 特定施設住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(特定施設を除く)
対象者数	144事業所
調査方法	郵送配布(HP公開)・メール等回収
調査期間	2020年(令和2年)2月28日～5月22日
回収結果	有効回収数86事業者(回収率59.7%)
主な調査項目	○ 過去1年間の新規で入所・入居した人の人数と入居前の居場所 ○ 過去1年間で退去した人の人数と退去先 ○ 居所変更した理由 等

③ 介護人材実態調査

調査目的	介護職員の資格の有無、性別や年齢などの詳細な実態を把握し、人材の確保及び定着等に必要な支援等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	(総合事業) 訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、(総合事業・地域密着型) 通所介護、認知症対応型通所介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護、短期入所生活(療養)介護、(地域密着型) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型) 特定施設住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(特定施設を除く)
対象者数	312事業所
調査方法	郵送配布(HP公開)・メール等回収
調査期間	2020年(令和2年)2月28日～5月22日
回収結果	有効回収数189事業者(回収率60.6%)
主な調査項目	○ 介護職員の状況(資格、雇用形態、性別、年齢、勤務年数等) ○ 過去1年間の介護職員の職場の変化 ○ 職員の年齢別の訪問介護提供時間 等

(2) 計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、高齢者関係団体・関係機関、介護保険サービス事業者の代表者や学識経験者、公募による市民を委員とする「藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

(3) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

【実施期間】2020年（令和2年）11月25日（水）～12月24日（木）

【実施案件】（仮称）いきいき長寿プランふじさわ2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～（素案）

【意見等を提出できる人】

市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所等を有する人、その他利害関係者

【提出された意見等の集計】

郵送	1 通
持参	12 通
ファックス	1 通
合 計	14 通

【提出された意見等の内訳】

① 計画全般について	3 件
② 地域住民の交流・居場所づくりについて	5 件
③ 在宅医療・介護等の連携による在宅生活の充実	1 件
④ 介護予防・日常生活支援総合事業	2 件
⑤ サービスの質の向上	3 件
⑥ 介護保険事業所の整備	6 件
⑦ 介護保険料・介護保険サービス利用料	11 件
⑧ 新型コロナウイルス感染症について	3 件
⑨ その他の意見	1 件
合 計	35 件

【実施結果の公表】

2021年（令和3年）1月25日（月）から2月24日（水）まで、市役所、各市民センター・公民館の窓口及びホームページにおいて公表。

※提出された意見等及びそれに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載。

5. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。

